

台湾への観光情報発信業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名 台湾への観光情報発信業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務期間 契約締結の日から令和8年2月27日まで
- (3) 業務内容 別に定める「台湾への観光情報発信業務委託仕様書」のとおり
- (4) 提案上限額 1,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ア 法人格を有すること。
- イ 本業務に類した業務（地方自治体が発注をし、インフルエンサーを活用して観光情報を発信する業務を含む業務）を処理した実績を有していること。
- ウ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (イ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）
 - (ウ) 米子市が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - (エ) 米子市の市税及び下水道に係る使用料を滞納している者
 - (オ) 消費税及び地方消費税を滞納している者
 - (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者

(2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加希望書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から審査の完了までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

3 手続き等

(1) 事務担当（企画提案書等の提出先及び質疑受付）

米子市 経済部 文化観光局 観光課

住所 〒683-8686 鳥取県米子市東町161-2 米子市第2庁舎3階

電話 0859-23-5213 Eメール kanko@city.yonago.lg.jp

(2) 参加希望書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により申込みをすること。

ア 提出書類

(ア) プロポーザル参加希望書（様式第1号）

(イ) 商業登記又は法人登記に係る登記事項証明書（提出日時点で交付の日から3か月を経過していないものに限る。）

(ウ) 市税等納付確認同意書（様式第2号）

(エ) 消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書面（提出日時点で交付の日から3か月を経過していないものに限る。）

(オ) 役員等調書兼照会承諾書（様式第3号）

(カ) 同種業務処理実績書（様式第4号）

ただし、(イ)、(ウ)、(エ) 及び (オ) については米子市入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出することを要しない。

イ 提出期限 令和7年9月8日(月)午後5時

※受付は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出方法

(1) の事務担当へ上記アに掲げる書類（必要なスキャン等の処理は各自行うこと）をEメールに添付して提出することとし、送信後30分程度経過した後に、着信確認のための電話をすること。

(3) 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

ア 提出期限

令和7年9月8日(月)午後5時

※受付は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

イ 方法

(1) の事務担当へ質問書（様式第5号）をPDF形式にてEメールに添付して提出することとし、送信後30分程度経過した後に、着信確認のための電話をすること。

※参加希望書を提出したEメールアドレスと同一のものを使用すること。

ウ 回答方法

米子市ホームページに回答を順次掲載する。最終の掲載は令和7年9月11日(木)午後5時とする。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和7年9月25日（木）午後5時

※ 受付は、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出書類

(ア) 企画提案書

任意様式とするが、仕様書を参照のうえ以下事項を必ず記載すること。

- ・業務の全体スケジュール
- ・業務実施体制（専任担当者の有無、担当者の同種業務処理実績の有無を含む）
- ・招聘するインフルエンサーに関すること
- ・ファムツアーに関すること
- ・情報発信業務に関すること
- ・効果測定業務に関すること

(イ) 見積書（任意様式、消費税込の金額）

ウ 提出方法

3（1）の事務担当にPDF形式にてEメールに添付して提出することとし、送信後30分程度経過した後に、着信確認のための電話をすること。

ただし、添付ファイルが4MBを超える場合は送信前に3（1）の事務担当に電話をすること。この場合は米子市が指定するオンラインストレージサービスを介して提出することとし、事務担当の指示に従うこと。

※参加希望書を提出したEメールアドレスと同一のものを使用すること。

4 審査、評価及び選定方法

参加者から提出された企画提案書等について、選考委員会設置要綱に基づき設置する台湾への観光情報発信業務受託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において書類審査を行なう。

(1) 審査方法

企画提案書の内容について、企画提案選定評価基準に基づき100点満点で審査し、得点数の高い者から順位を付する。

なお、企画提案者が1者のみの場合であっても、当該企画提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 審査結果の通知

審査の対象になった全ての企画提案者に対し、Eメールにより通知する。

結果についての異議申立ては、一切受け付けない。

5 提案の無効

本プロポーザルの参加者（以下単に「参加者」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- （１）本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- （２）提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- （３）２（１）に掲げる要件を満たさないものと認められるとき。
- （４）見積金額が提案上限額を超えたとき。
- （５）この要領に定められた方法以外の方法により、選考委員会の委員その他の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

6 契約の締結

- （１）４（１）で１位となった者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、２位以降の順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- （２）契約締結の交渉に当たっては、当該交渉の相手方とする参加者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

7 その他

- （１）本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- （２）提出書類の作成のために本協議会から受領した資料等は、米子市の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- （３）提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。

8 スケジュール

参加希望書等提出期間	令和７年８月２９日から９月８日まで
質問書提出期間	令和７年８月２９日から９月８日まで
質問書回答（最終）	令和７年９月１１日
提案書等の提出期限	令和７年９月２５日
審査結果の通知	令和７年９月下旬